

令和7年度第1回鴨川市健康づくり推進協議会及び鴨川市地域福祉推進会議 合同会議

日時 令和7年10月22日(水) 午後1時30分から

場所 鴨川市総合保健福祉会館(ふれあいセンター)

2F コミュニティホール

【出席者】

(委員)

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊(委員長)
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市(副委員長)
安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
NPO法人夕なぎ理事長	鎌田 麻子
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

医療法人鉄蕉会亀田総合病院 リハビリテーション事業管理部長	村永 信吾(会長)
医療法人明星会理事長	金井 重人(副会長)
安房歯科医師会鴨川支部 のぞみ歯科医院	川崎 淳
鴨川市食育推進協議会 会長	谷地 睦子
鴨川オーシャンスポーツクラブ 会長	唐鎌 武則
鴨川市内小中学校長会 会長	石井 聖一郎(東条小学校学校長)

【欠席者】 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 看護部長 渡邊 八重子

【事務局】

鴨川市 佐々木 久之市長

市民福祉部 鈴木 克己部長

健康推進課 長幡 祐自課長、石渡 一光課長補佐、高橋 誠係長、濱崎 圭一副主査
池田 貴子主査、山口 恵子保健師、宇山 夏海主事

福祉課 四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐、久保 正治係長、久保 和正主任主事

子ども支援課 嶋津 延枝課長、鈴木 卓課長補佐

市民生活課 山口 紀子課長

学校教育課 谷 智恵課長

社会福祉協議会 羽田 幸弘事務局長、高橋 徹主任、吉田 華子副主任

鴨川地域保健センター 野澤 憲子副センター長

(株)ジャパンインターナショナル総合研究所 大塚、山城

【傍聴人】 0名

＜次 第＞

1 開会

2 あいさつ

3 委員等紹介

4 進行役議長及び会議録署名人の選出

5 報告・説明事項

(1) 第3次鴨川市基本構想(素案)及び鴨川市第5次5か年計画(素案)【資料1－1】【資料1－2】

6 議件

(1) 第4期鴨川市健康福祉推進計画(骨子案)【資料2】

(2) 健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について【資料3】

7 その他

第2回合同会議及び第3回会議 令和7年12月15日(月) 鴨川市ふれあいセンター

(1) 第2回合同会議 午後1時30分 2階コミュニティホール

(2) 第3回地域福祉推進会議 午後3時 2階研修室

8 閉会

〈会 議 録〉

1 開会

事務局(石渡課長補佐):皆さま、こんにちは。ただいまより、令和7年度第1回地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会合同会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます市民福祉部健康推進課の石渡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に事務局より配付致しました資料でございますが、合同会議の次第、それから資料1_第3次鴨川市基本構想(素案)と記載されているもの、資料2として第4期鴨川市健康福祉推進計画(骨子案)、そして、資料3_A4横版、1枚紙で、健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について、また、鴨川市附属機関設置条例と記載されている両面一枚のものでございます。

続きまして、本日、事務局より配付致しました資料でございますが、委員名簿でございます。裏面が席次表になっております。以上でございます。

この後予定しております地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会での会議資料でございますが、共通のものではないため、後程、それぞれの会議にて確認をさせていただきます。以上、配付漏れ等はありませんでしょうか。なお、会議途中に綴じ込み資料に落丁等がございましたら、お申し出くださるようお願いいたします。

さて、会議に入ります前にあらかじめご案内させていただきますが、本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望される方いる場合には、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきますので、ご承知おきください。また、議事録作成のために、会議を録音させていただき、発言者ごとに要点をまとめた議事録を作成し、これを公開することとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、鴨川市地域福祉推進会議及び鴨川市健康づくり推進協議会の合同会議を始めさせていただきますが、本日の出席委員は、それぞれ定数7名のところ、地域福祉推進会議の委員は7名、健康づくり推進協議会の委員は6名となっております。よって、それぞれ過半数の委員が出席されておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしますので、その旨ご報告いたします。

では、開会に当たりまして、鴨川市長佐々木久之からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

佐々木市長：皆様、こんにちは。だいぶ昨日から寒くなってきて、インフルエンザのほうも徐々に流行りだしてきていますので、健康には十分にご留意いただきたいと思います。

令和7年度第1回鴨川市地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会合同会議を開催いたしましたところ、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、保健・福祉行政に対して、深いご理解とご協力を賜っていますこと、心から感謝申し上げます。

本市では健康と福祉を一体的にとらえて、「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」を目標像と定め、鴨川市第3期健康福祉推進計画を令和3年2月に策定し、地域の健康福祉を推進してまいりました。この第3期の現行計画を継ぐ、第4期の地域福祉計画を策定するにあたり、第3期計画期間中の実績データの分析をはじめ、これまでの取組に対する評価について幅広くお聞きするため、昨年度に健康福祉全般のアンケート調査を実施し、市民の皆様からご意見を頂戴しました。また、先般実施した市内で活躍されている健康福祉関連団体の代表者へのインタビュー結果と併せ、基礎資料として本計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

この後、審議案件としては、第4期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）等を後ほど事務局より説明しますので、委員の皆様におかれましては、さまざまな見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。本市としても、この健康福祉推進計画に基づき、一人ひとりが輝く地域共生社会を目指してまいりますので、委員の皆様には引き続き、お力添えをお願いして、あいさつとさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（石渡課長補佐）：ありがとうございました。誠に恐縮ですが、市長はこの後、別の会議への出席が予定されているので、ここで退席いたします。ご了承のほど、お願い申し上げます。

3 委員等紹介

事務局（石渡課長補佐）：合同会議ということで、委員の皆様のご紹介をいたします。なお、委員の皆様の役職については、お手元の名簿をご参照ください。

まずは、健康づくり推進協議会の皆様から

村永 信吾（むらなが しんご）様、金井 重人（かない しげと）様

川崎 淳（かわさき じゅん）様、谷地 睦子（やち むつこ）様

唐鎌 武則（からかま たけのり）様、石井聖一郎（いしい せいいちろう）様

続きまして、地域福祉推進会議の委員の皆様

榎本 豊（えのもと ゆたか）様、鈴木 助市（すずき すけいち）様

寺尾 勝彦（てらお かつひこ）様、栗原 弘道（くりはら ひろみち）様
鎌田 麻子（かまだ まやこ）様、濱田 勝久（はまだ かつひさ）様
遠坂 貴志（とおさか たかし）様
皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 進行役議長及び会議録署名人の選出

事務局（石渡課長補佐）：本会議の位置付けについて説明します。本日の会議は両附属機関を一堂に会しておこなう合同開催の部分と、休憩を挟んで、それぞれの機関でご審議いただく 2 部構成の会議として実施する予定としています。両機関が鴨川市附属機関設置条例の中に位置付けられていることから、この合同会議においても設置条例上は 2 つの会議としています。

設置条例第 5 条第 1 項によると会長が議長になることとなっているので、村永会長と榎本委員長がこの合同会議でも議長を務めていただくこととなりますが、会議の円滑な進行のため、議事の進行につきましては、村永会長にお願いしたいと思っています。よろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局（石渡課長補佐）：続きまして、正確な議事録を作成するために事務局が調製した議事録を確認していただく議事録署名人の選任をさせていただきます。こちらについても、それぞれの機関において議事録を作成する必要があることから、両機関で議事録署名人を議長よりご指名いただきたいと思います。

村永会長：健康づくり推進協議会の第 2 回会議の議事録署名人は石井聖一郎委員を選任させていただきますと思います。

榎本委員長：地域福祉推進会議の第 2 回会議の議事録署名人は栗原弘道委員に指定させていただきますと思います。

事務局（石渡課長補佐）：議事録署名人のお二方には後日、議事録がまとまり次第、事務局よりご確認のお願いに伺いますので、よろしくお願いします。

最後に、この合同会議の趣旨について説明をおこないます。この合同会議では、本市の保健衛生部門、社会福祉部門において一体的に進める健康福祉推進計画の策定にあたり、それぞれ識見を有する皆様に共通事項として知っていただきたい内容について、報告あるいは審議をおこなうものです。そのようなことから、それぞれ個別の専門分野における具体的な案件については、後ほど、個別の会議でご審議いただくことになります。会議のスムーズな運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは次第を進めさせていただきたいと思います。今回の進行を鴨川市健康づくり推進協議会の村永会長にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

村永会長：なお、全体的な会議時間ですが、次の会議が午後 3 時からを予定しておりますので、合同会議は 1 時間 10 分程度、休憩後のそれぞれの個別会議については 1 時間程度とさせていただきます。

きます。皆様のご協力のほどをよろしくお願いします。本日の会議につきましては、お手元の次第に沿って進行します。

これより、議事に入ります。「5 報告・説明事項」として「(1) 第3次鴨川市基本構想(素案)及び鴨川市第5次5か年計画(素案)」について、事務局から説明をお願いします。

5 報告・説明事項

(1) 第3次鴨川市基本構想(素案)及び鴨川市第5次5か年計画(素案)【資料1-1】【資料1-2】
事務局(石渡課長補佐): それでは、「第3次鴨川市基本構想(素案)及び鴨川市第5次5か年計画(素案)」について、説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。この後、ご審議いただく、健康福祉推進計画の上位計画となっています基本構想及び、これに基づく5か年計画は、現在、本市の企画政策課を事務局として、鴨川市総合計画審議会にて議論を重ねています。これは現段階のものとなります。

1 ページをご覧ください。基本構想は令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としており、基本計画は令和8年度から令和12年度を計画期間としています。これは健康福祉推進計画において、方向性を定める大変重要な計画となります。

2 ページをご覧ください。推計人口について、本市の人口は長期的に減少傾向が続いており、その傾向は今後も継続すると推定されています。表にありますように、2030年には、28,186人、2050年には22,407人まで減少すると見込まれています。特に注目すべきは年齢別の構成です。年少人口と生産年齢人口は人口と割合がともに減少する一方で、老年人口の割合は増加し続けて、2025年には40.3%、2040年には42.6%と推定されています。これは極めて深刻な超高齢社会の進行を意味しており、健康寿命の延伸、あるいは地域での支えの仕組みづくりが待ったなしの状況を示しています。

将来展望については、合計特殊出生率の向上と社会増減の均衡を目指すことを視点として、人口減少の抑制を目標としています。

3 ページに移ります。全部で6つの基本方針がありますが、健康福祉の分野に最も関係するのが、基本方針5の「健やかに暮らせる福祉のまち」になります。この基本方針が示す方向性は大きく3つです。1つ目は健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現に向けた市民一人ひとりの健康づくりや介護予防の推進になります。2つ目が妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援体制の整備と安心して子どもを産み育てられるまちの実現になります。最後の3つ目は、多様な立場の人々が、地域の中で互いに支え合う地域共生の仕組みづくりの推進となります。これらを実現するために、下の3つ基本施策、「健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現」、「安心して産み、育てられる子育て支援の推進」、「みんながいきいきと暮らせる社会の形成」を定めています。

以上が基本構想(素案)の概要となります。

資料1-2をご覧ください。この5か年計画は基本構想で示した将来像を実現するための具体的な実行計画であり、令和8年度から令和12年度までの5か年が対象期間となります。

1 ページに施策体系図がありますが、ここでは基本方針5「健やかに暮らせる福祉のまち」に焦点をあててご説明します。個別計画として、保健及び福祉関係の計画を掲載しています。

3 ページをご覧ください。計画の現状と課題を示しています。本市の健康寿命が県平均を下回っている状況であり、さらに特定健診の受診率が低下している一方で、福祉総合相談センタ

一における新規相談受付件数が大幅に増加しており、支援が必要な市民が増えています。合計特殊出生率は 1.01 と過去最低であり、子育て世帯を増やすための施策の充実が求められています。また福祉関連ボランティアの登録者数は減少傾向にあり、地域で支える担い手の維持も大きな課題になります。

これらの課題を踏まえて、目指すべき姿を健康寿命の延伸、安心して産み育てられる環境、地域共生社会の実現と定めています。資料には基本目標が掲げられ、特に重要な目標値をピックアップしています。

4 ページから 7 ページにかけて、3 つの基本施策を記載しています。この会議では概要のみ触れさせていただき、個別の取組等につきましては、この後の個別の会議において、それぞれの担当から改めて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。基本施策「(1) 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現」では、医療・介護サービスの質の向上と地域包括ケアシステムの充実を進めることとしています。特にフレイル予防や健康づくり、地域医療体制の強化、地域で安心して暮らせる支援体制の整備に加えて、生涯にわたり健やかに活躍できる環境づくりを推進します。取組としては、栄養改善事業や各種の検診事業、介護予防普及啓発事業など、主として健康推進課が担当課として事業の推進を図っていきます。ここで 1 点、主な取組の一番上の栄養改善事業の概要の 2 行目、「食生活改善推進委員」となっていますが、「食育推進委員」に訂正をお願いします。

6 ページをご覧ください。こちらは基本施策「(2) 安心して産み、育てられる子育て支援の推進」になります。妊娠期から 18 歳までの切れ目のない支援体制の整備と、保育ニーズの多様化への対応などが柱となります。主な取組として、母子保健事業、家庭児童相談室運営事業、妊婦のための支援給付事業などがあり、子ども支援課を担当課として事業の推進を図っていきます。

最後、7 ページをご覧ください。基本施策「(3) みんながいきいきと暮らせる社会の形成」について、福祉総合相談センターを中心とした様々な主体の連携支援体制の推進、福祉施策強化、地域活動への参加促進、地域コミュニティの活性化などの地域づくりを推進していきます。新たに計画として盛り込む再犯防止活動推進事業、あるいはシルバー人材センター事業、老人クラブ活動等事業など、福祉課を中心として事業の推進を図っていきます。

以上が「第 3 次鴨川市基本構想（素案）及び鴨川市第 5 次 5 年計画（素案）」についての説明となります。皆様には、本日説明した上位計画の方向性を踏まえ、この後の議件 6「(1) 第 4 期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）」についてご審議いただくことになっています。

村永会長：ただ今の事務局から説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

鎌田委員：資料 1－2 の 7 ページの重要業績評価指標（K P I）の中に「地域移行した障がいのある人の数」というものがありますが、この移行先は鴨川市を意味しているのですか。それとも鴨川市が福祉サービスの主体になって実施した結果、ほかの地域に移行したものも含まれるのでしょうか。

事務局（渡邊課長補佐）：昨年度、障害者基本法に基づいて、計画を定めており、その中で成果指標として目標値を 3 人としています。こちらは施設入所されておられる方がグループホームや在宅

に移行する数となっています。

鎌田委員：つまり、鴨川市の援助を受けて地域移行を達成した数となり、移行先は鴨川市に限らないということですね。

事務局（渡邊課長補佐）：そうです。

村永会長：ほかにないようでしたら、「（１）第３次鴨川市基本構想（素案）及び鴨川市第５次５か年計画（素案）」は報告・説明事項であることから以上で終了して、次の議題に移りたいと思います。

それでは、６議件に入ります。まず「（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）」について、事務局よりご説明をお願いします。

６ 議件

（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）【資料２】

事務局（渡邊課長補佐）：資料２第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）に基づき、説明させていただきます。こちらは完成すると２００ページになりますが、本日、お示しするのは総論の部分になります。

それでは、資料２の目次ですが、３部構成となっており、第１部が総論、第２部が各論Ⅰとして健康増進計画、第３部が各論Ⅱとして地域福祉計画になります。この会議では健康分野、福祉分野の共通項目のみを説明させていただき、個別の内容につきましては、この後の会議で説明します。また、８月に実施をしたそれぞれの第１回会議で協議済みの内容については、時間の都合上割愛させていただきます。

２ページ目をご覧ください。こちらは両計画に共通した「第１章 計画の策定に当たって」という内容になりますので、説明させていただきます。

まず「第１節 計画の背景・趣旨」について、本市では「健康増進計画」と「地域福祉計画」を一体的にとらえ、平成２２年度に「鴨川市健康福祉推進計画」を策定しました。平成２７年度には第２期の計画、令和３年度には第３期の計画の改定をおこない、現在に至っています。この間、国では、健康増進分野に関して、令和５年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件（新基本指針）」が告示されました。また、新たな「健康日本２１（第三次）」では、人生１００年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進することや、生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促すため、「より実効性をもつ取組」を推進することに重点を置いています。地域福祉分野については、令和２年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されて以降、生活困窮者自立支援法のほかに、孤独・孤立対策、成年後見制度、再犯防止など福祉分野に横断的にかかる法改正や計画の見直しがおこなわれています。このような社会情勢の変化や新たな地域課題等を踏まえ、市民一人ひとりがいつまでも健康で、安心して活躍・生活できるよう、第３期計画と同様に「健康増進計画」、「地域福祉計画」が一体となった「第４期鴨川市健康福祉推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定していきたいと考えています。

資料の3ページ、4ページについては、8月26日、27日に開催しました第1回会議で触れていますので、割愛します。

5ページをご覧ください。「第4節 健康福祉に関する国・県の動向」についても第1回会議で協議していただいていますので、ポイントのみ説明させていただきます。「1. 健康増進に関する動向」については、担当であります健康推進課より説明させていただきます。

事務局（高橋係長）：私からは健康増進分野にかかる国、県の動向について、簡単に説明させていただきます。

資料の5ページ、6ページをご覧ください。内容については、8月26日に開催した第1回健康福祉推進会議、8月27日に開催した第1回鴨川市健康づくり推進協議会の両会議で説明した内容と大きく変わっていません。口頭で説明させていただいた内容を踏まえ、より詳細に記載させていただいているとお考えください。改めて概要のみ説明させていただきますが、健康増進分野においては、国が「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（通称、健康日本21（第三次）」を、千葉県がそれを受けて「健康ちば21（第3次）」として計画を推進しております。そのほかにも、母子保健、食育推進、自殺対策、歯科保健の各分野においても、それぞれ方針、計画が国・県ともに定められおり、取り組まれています。鴨川市に作る健康増進計画においても、こちらを踏まえて、課題、方針、取組を作っていくこととなっています。

以上、健康増進分野にかかる国や県の動向についての説明となります。

事務局（渡邊課長補佐）：引き続き、7ページご覧ください。「2. 地域福祉に関する動向」になります。国の動向として、成年後見制度については、令和4年3月「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定されています。引きこもり対策については、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」の後に、令和7年1月に「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」が策定されています。再犯防止については、再犯率が高止まりする中で令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、国・自治体・民間が連携して取組を協議しています。孤独・孤立対策においては、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。こども分野においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、社会全体で総合的に推進する体制づくりが求められています。生活困窮者支援においても、令和7年4月に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が施行され、生活保護世帯の子ども、高齢者の支援や、住宅を確保するのが困難な人へ対しての支援が強化されました。そして最後に令和7年5月の社会福祉法改正に向けた地域共生社会の部分について、「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめが提示される中で、成年後見制度における司法と福祉の連携強化の重要性が示されるなど、若者や高齢者に対する支援のあり方の検討が進められています。

9ページをご覧ください。地域福祉に関する県の動向が3点あります。1点目が令和4年1月に再犯防止推進に関して、「千葉県再犯防止推進計画」が策定されています。2点目は地域福祉の分野について、令和5年9月に「第四次千葉県地域福祉支援計画」が策定されています。3点目がこども・若者支援について、令和7年3月に「千葉県こども・若者みらいプラン」が策定されています。

10ページ以降は第2章として「鴨川市の健康福祉の現状及び課題」がまとめられています。第1節で健康福祉の現状を10項目に分けて示していますが、その内、共通の部分について説

明いたします。

「1. 人口の状況」の「(1) 人口ピラミッド」について、こちらは令和7年4月1日現在の人口ピラミッドになり、75～79歳が男性1,315人、女性1,506人と最も多く、今後も後期高齢者の増加が予測されます。

11 ページの「(2) 総人口及び年齢3区分人口の推移・推計」についてですが、年少人口と生産年齢人口は、人口・割合ともに減少する一方、老年人口の構成割合は一貫して増加して、40%を超えて推移するものと見込まれます。

12 ページをご覧ください。「(3) 地区別人口・高齢化率の状況」ですが、市内の人口と高齢化率を地域別で見たもので、市全体が30,501人、高齢者人口が12,125人、高齢化率は39.7%、12地区を高齢化率順にすると、一番上が52.3%、一番下が28.8%となり、真ん中にある市全体より上が市全体より高齢化率が高いところ、下が市全体より高齢化率が低いところになります。

13 ページが「(4) 全国・千葉県・安房圏域との比較」ということで、鴨川市と千葉県、全国の人口4区分の推移・比較と、鴨川市、館山市、南房総市、鋸南町の安房圏域と、千葉県、全国の3区分人口割合の比較になります。令和7年4月現在、鴨川市は全国、千葉県と高齢化率が39.9%と高くなっていますが、安房圏域内の6つの市町と比べると最も低くなっています。

14 ページの「2. 世帯の状況」の「(1) 世帯数・1世帯当たり人員」について、令和2年から令和6年の世帯数・1世帯当たり人員の推移をグラフで示していますが、世帯数は微減傾向になっており、1世帯当たり人員も減少しており、令和6年で1.9人となっています。

「(2) ひとり親世帯」については、平成22年から平成27年にかけては減少していましたが、令和2年にかけて増加しています。

15 ページの「(3) 高齢者世帯」についても、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに増加傾向にあります。

15 ページ中頃の「3. 出生と死亡の状況」から21 ページの「8. 市民アンケート調査結果」については、この後の個別会議でそれぞれ触れさせていただき、ご意見をいただきたいと思います。

31 ページから33 ページは「9. 関係機関・団体ヒアリング調査結果」となり、昨年度に実施した市民アンケート調査に加えて、関係機関・団体が普段の活動で把握している地域の健康福祉課題や健康福祉向上に向けたアイデアやご意見を伺うことを目的に実施しました。10月16日に鴨川市総合保健福祉会館を会場として10団体からご協力をいただき、お話を聞かせていただきました。本日、委員として来られている方も団体の代表として何人か来られていました。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

31 ページの中頃より下が、いただいたご意見を項目ごとにまとめた文章になります。その中で、10団体共通して大きな問題として話が上がっていることが、【人材・担い手】についてとなります。いくつか挙げさせていただくと、「ボランティアやリーダーの高齢化・不足が進行している。」、「民生委員、町内会・自治会役員などのなり手が減少、勧誘も難しい。」、「若い世代の参画が少なく、活動の継続性に不安。」、「事務処理負担が重く、リーダーを敬遠する傾向にある。」、「若年層（青年部や消防団など）を巻き込む仕組みづくりが必要。」、「ボランティアの活性化が、これからの鴨川市の最優先課題。」というご意見になります。そのほかは後の個別会議

でお話させていただきます。

34 ページと 35 ページの「10. 第3期計画の進捗状況」についてですが、34 ページが「(1) 健康増進分野」、35 ページが「(2) 地域福祉分野」についてデータを示したものになります。34 ページの「(1) 健康増進分野」については、8月27日の第1回会議でご協議をいただいているので、割愛します。35 ページの「(2) 地域福祉分野」については、この後の会議で別の資料でご説明させていただきます。

そして 36 ページから 38 ページに、これらのアンケート、統計データ、団体ヒアリングなどを踏まえて、施策事業の取組状況を基に、本市の計画策定に当たっての課題を大きく6点まとめさせていただいており、健康分野が(1)から(3)、地域福祉分野が(4)から(6)になります。

まずは健康分野について、担当よりご説明させていただきます。

事務局（高橋係長）：それでは健康福祉分野の課題等について簡単に説明させていただきます。詳細なデータ等については、この後の会議のほうでご説明させていただきます。

36 ページをご覧ください。まずは「(1) 高齢化の進行と健康寿命の延伸」についてですが、先ほどの基本構想、人口の動態などの指標からも高齢化率の上昇、生産年齢人口減少、少子化の進行は、全国的な課題であり、鴨川市でも課題として認識されています。引き続き、健康寿命の延伸を図ることはもちろん、高齢者だけでなく、若年層から健康づくりと疾病予防を進めていかないとならないということで、国・県ともに進めています。これまでは高齢化の人口等を文章で挙げていましたが、初めて表題として大きく取り上げています。

続きまして「(2) 生活習慣病対策と予防意識の向上」についてです。生活習慣病が健康状態に大きく影響していることは皆さんご承知のことだと思いますが、先ほどの第3期進捗状況においても、生活習慣病の発症予防と重症化予防の項目に対する進捗状況はあまり良くはありません。今後は、生活習慣病対策につながる取組をより推進するとともに、特に働き盛り世代や若年層へのアプローチが必要になると考えています。

「(3) 運動習慣の定着と身近な健康づくり」については、若年層へのアプローチとなると、運動習慣が重要になってくると思います。ここについては、アンケートやいろいろな資料で、働き盛り世代における運動不足が顕著なことが分かってきています。鴨川市では、これまでもウォーキングコースの整備、健康教室などの運動機会の提供を進めていますが、この計画においても、継続的に運動に取り組める環境づくりが大事なのではないかと、(3)を取り上げています。

簡単ですが、説明は以上となります。

事務局（渡邊課長補佐）：それでは福祉分野に戻りまして、37 ページをご覧ください。「(4) 複合的課題を抱える人への対応」についてですが、高齢者世帯への支援、高齢介護、ひとり親世帯の増加による地域での孤立、虐待への対応、再犯についてなど、たくさんの課題が市の問題として見て取れます。複合的にそれら課題を抱えている世帯への支援が状況から少なくありません。誰もが身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくり、つながりづくりに向けた支援をおこなうとともに、これらの課題を関係機関との連携強化で、解決に向かって支援をおこなう体制づくりが必要となります。そして最後の段落にあるように、再犯防止に向けて、地域の理解とともに

に、様々な支援の手を差し伸べられるまちづくりの推進が求められるという状況です。

その下の「(5) 防災・防犯・交通安全への対応」についてです。防災面では、全国的に地震、暴雨をはじめとする大規模自然災害が頻発しており、激甚化する傾向にあります。そして防犯面では、高齢者をターゲットとした詐欺などが社会問題化していることが挙げられます。これらの事柄からも、近隣との関係づくりを通じて、互いに見守り、助け合える地域づくりを推進していくことが必要となります。

38 ページをご覧ください。「(6) 社会参加と生きがづくり」についてです。健康な日常生活を送るために、身体的・精神的健康の維持に加え、地域社会への参加や生きがづくりをもつことが大変に重要になります。本市では、生涯学習講座やボランティア活動、シルバー人材センターなど、多様な活躍の場や機会がありますが、参加を促す仕組みや周知の強化が必要となります。そして最後の部分になりますが、障害の有無等にかかわらず、誰もが「ささえ手」となり、共に地域をつくる「地域共生社会」の実現に向けた体制づくりが求められます。

39 ページと 40 ページについては、議題 2 で触れさせていただきます。

41 ページをご覧ください。「2. 計画の全体像」になります。現在策定している第 3 次鴨川市総合計画の将来都市像が「健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川」となり、その中の福祉分野の基本方針を「健やかに暮らせる福祉のまち」、「《主体》」を市民、健康福祉団体、「《活用》」を地域の健康福祉資源として実現していくために、第 4 期の健康福祉推進計画の各論Ⅰ、Ⅱが構成されていることとなります。

42 ページ、43 ページをご覧ください。「第 3 節 自立・共生・公共による健康福祉の推進」についてです。「自立」「共生」「公共」をキーワードとして、健康づくりの推進を図っていくこととなります。市民が主体となって、地域の健康福祉を推進していくためには、「協働・連帯」の考え方を踏まえ「自助」「共助」「公助」の考え方を継承しながら、より発展的な「自立」「共生」「公共」による取り組みが欠かせません。そのために健康福祉推進計画を進めるの考え方は 42 ページの図のようになります。「自立」「共生」「公共」を 3 つの環として表現しており、それが重なり合いながら、「協働・連帯」という形でまちづくりを進めていくこととなります。

「自立」「共生」「公共」の役割については、43 ページの「2. 「自立」「共生」「公共」の役割分担」にあるように、自分でできることは積極的に取り組むことが「自立」、支援の支え手と受け手という関係を超えて地域な地域の多様な主体とともに地域をつくっていくことが「共生」、公の機関だけでなく、新たに地域の担い手となる団体と連携して、支援をおこなっていくことが「公共」となります。

43 ページの上には「1. 健康福祉推進計画における「協働・連帯」とは」ということで、お互いを理解しあいながら、共通の目的を達成するために協力し、より良い地域社会を形成していくことが「協働」、市民活動の基本である家庭や地域コミュニティを重視したつながりを「連帯」として位置付けています。

44 ページをご覧ください。「3. 6 層の健康福祉圏の設定とそれぞれの取り組み」ということで、市を 6 層に分けて分類しています。上から隣近所、地域自治組織圏、小域健康福祉圏が旧小学校区となり、先ほど 12 ページの「(3) 地区別人口・高齢化率の状況」でお示したものと同じになります。そして、中域健康福祉圏が旧中学校区、基本健康福祉圏が鴨川市全体、広域健康福祉圏が安房地域となります。6 層がそれぞれ独立しているのではなく、左にあるように上の圏域が下の圏域に重なり合いながら重層的に取組をしていきます。そして 45 ページ

にある「第4節 重点的取り組み」を、連携しながら、重層的な支援の仕組みを構築していくことになります。その重点的な取組とは、「身近な地域課題に気づき、支援が届く仕組みづくり」と「健康福祉の地域づくり」を「健康福祉のネットワークづくり」が下支えする形となります。それぞれ定義付けしたものは、次の46ページにあります。

47ページの「第5節 計画の推進体制」については、市民、ボランティアやNPO法人など各種団体、事業者、社会福祉協議会、市という主体を、それぞれ「自立」「共生」「公共」に位置付けており、それぞれの役割をもって、地域福祉、健康増進を推進していくという形となっています。

48ページからは担当から説明をさせていただきます。

事務局（石渡課長補佐）：48ページの「2. 庁内における推進体制」についてですが、鴨川市総合保健福祉会館を推進の核として、1階にある健康推進課、福祉課、子ども支援課の3課と、2階にある社会福祉協議会が一体化となっており、支援のニーズに総合的に対応する組織体制となります。それはセクションだけでなく、健康福祉に関わる施策分野は、大変に広範囲であり、関わる部署も48ページの下にあるように幅広いので、関係各課と密接に連携をして、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

49ページは「3. 計画の進行管理」になります。計画を着実に実現するために、全ての事業において、PDCAサイクルによる進捗管理を徹底します。計画した事業がスムーズに実施されているか、またその進捗状況や成果はどうかを定期的に点検・評価・検証をおこない、その結果をホームページ等で公表します。なお評価にあたりましては、数値目標あるいは評価指標を設定して、それぞれの附属機関において進捗状況の報告などをおこないたいと考えています。

50ページの「4. 本計画とSDGs」についてですが、国連の持続可能な開発目標がSDGsとなり、本計画で目指す地域共生社会の実現の考え方が、「誰一人取り残さない」を理念と一致しますので、本計画が掲げる取組の推進にあたりましては、SDGsの理念と目標を意識して、この達成に貢献していきます。

最後の51ページ以降が各論の構成案になります。本計画の各論の部分は第2部が健康増進計画、第3部が地域福祉計画の構成となる予定となっています。51ページの施策のレイアウトでは、まず取組の方向性を示し、現状と課題、そしてその具体的な取組を明確にした上で、PDCAサイクルに必須となる評価指標を現状値と目標値という形で具体的に設定するという構造で採用したいと考えています。

52ページと53ページは各論の部分の構成案となり、新たに差し込んでいます。

以上で骨子案の説明を終わります。

村永会長：ただ今の事務局に説明に対して、ご意見がありましたらお願いします。詳細は次の会議でおこないますので、全体の方向性について、お願いします。

ご意見がないようでしたら、「第4期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）について」、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（委員一同挙手）

村永会長：全員賛成ということで、承認されました。

次の「(2) 健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について」について、事務局より説明をお願いします。

(2) 健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について【資料3】

事務局（渡邊課長補佐）：資料は資料3と資料2の39ページと40ページとなり、目標像と基本理念の議題となります。

まず目標像は計画の基本的な考え方であり、第1期から第3期までの成果を踏まえて、より一層、健康増進、地域福祉の推進を図るためのものになります。委員の皆様にご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。資料3にありますように、第1期から第3期はそれぞれ目標像を定めて進めてきて、各論Ⅰでは健康増進計画、各論Ⅱでは地域福祉計画で、それぞれ基本理念を掲げてきました。細かい説明については、資料2の39ページに目標像について、40ページに基本理念についてあります。

39ページをご覧ください。市の総合計画で「健やかに暮らせる福祉のまち」という考え方から、「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」という目標像を、まだ仮ですが定めています。この目標像を定めるにあたり、2つの方向性をキーワードとして盛り込んでいます。その2つ方向性とは、39ページの下にある「みんなでつくる“健康”」と「みんなでつくる“福祉”」になり、健康分野では市民一人ひとりが、若い時から適切な健康習慣を育み、共に健康づくり・介護予防を行える仕組みづくりに取り組むということ、福祉分野では誰もが地域の中で、いきいきと活躍し、健康で自立した生活が送れるよう、共に見守り、支え合う仕組みづくりに取り組むということになります。

40ページでは、それぞれの各論についての基本理念をお示ししています。資料3を見ていただくと、これまでの第1期から第3期の基本理念を載せており、キーワードや副題を入れてなどをして定めてきました。現行の第3期では健康分野では「【健康寿命の延伸を目指して】」という副題が入っていたり、福祉分野では「元気」というキーワードを入れたりしています。この後の会議で皆様に審議していただき、キーワードなどのアイデアをいただきたいと思います。

説明は以上となります。

村永会長：ただ今の事務局の説明に対して、ご質問はありますか。良い言葉などがありましたら、次の会議等でお示しいただければと思います。

ご意見がないようでしたら、「健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について」、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(委員一同挙手)

村永会長：全員賛成ということで、承認されました。

皆様から多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、私の進行役としての職務を終わらせていただきます。

7 その他

事務局（石渡課長補佐）：村永会長、円滑な議事進行、ありがとうございました。また委員の皆様も長時間ご審議いただき、心より感謝申し上げます。

それでは「(7) その他」について、委員の皆様より何かあれば、お話をお伺いしたいと思います。ないようでしたら、事務局から連絡事項があります。

事務局（渡邊課長補佐）：事務局より2点あります。

1点目が、次の第2回の合同会議とその後におこなわれるそれぞれの第3回の会議についてです。令和7年12月15日（月）に同じ鴨川市ふれあいセンターにて、午後1時30分より合同会議、その後の健康分野の会議は引き続き同じ場所で、福祉分野の会議は同じ階の研修室で、午後3時より予定をしております。改めて文章にてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目がこの後の3時からの会議についてですが、現在、午後2時55分ですので、10分間の休憩を取りまして、3時5分からの開始とさせていただきます。

8 閉会

事務局（石渡課長補佐）：以上を持ちまして、第1回地域福祉推進会議及び健康づくり推進協議会の合同会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

令和7年度第2回鴨川市地域福祉推進会議

日時 令和7年10月22日（水） 午後3時から
場所 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）
2F 研修室

【出席者】

（委員）

鴨川市社会福祉協議会 会長	榎本 豊
鴨川市民生委員児童委員協議会 会長	寺尾 勝彦
鴨川市ボランティア連絡協議会 会長、鴨川市老人クラブ連合会 会長	鈴木 助市
安房地区保護司会鴨川支部長	栗原 弘道
NPO法人夕なぎ理事長	鎌田 麻子
鴨川市子ども会育成連盟会長	濱田 勝久
後見福祉サポート 遠坂事務所	遠坂 貴志

【欠席者】 なし

【事務局】

市民福祉部 鈴木 克己部長
福祉課 四宮 俊英課長、渡邊 賢次課長補佐、久保 正治係長、久保 和正主任主事
健康推進課 濱崎 圭一副主査
子ども支援課 嶋津 延枝課長
社会福祉協議会 羽田 幸弘事務局長、高橋 徹主任、吉田 華子副主任
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所 山城

【傍聴人】 0名

<次 第>

1 開会

2 あいさつ

3 報告・説明事項

（1）第3次鴨川市基本構想（素案）及び鴨川市第5次5か年計画（素案）【資料1－1】【資料1－2】

4 議件

（1）第4期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）【資料2】

- ・ 第3期数値目標進捗状況【資料4】
- ・ 包括的な支援体制の整備について【資料6】
- ・ 市町村再犯防止推進計画について【資料5】

（2）健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について【資料3】

5 その他

第2回合同会議及び第3回会議 令和7年12月15日（月） 鴨川市ふれあいセンター

（1）健康づくり推進協議会との第2回合同会議 午後1時30分 2階コミュニティホール

（2）第3回地域福祉推進会議 午後3時 2階研修室

6 閉会

〈会議録〉

1 開会

事務局（久保係長）：それでは、会議を再開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議を始める前に資料の確認をお願いします。資料1から資料3につきましては、先ほどの合同会議で使用したものととなります。今回の第2回地域福祉推進会議のみで使用する資料は、資料4：第3期数値目標進捗状況、資料5：市町村再犯防止推進計画について、資料6：包括的な支援体制の整備について、以上3点の資料となります。榎本委員長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

榎本委員長：お疲れさまです。福祉の部門の「自助」、「互助」、「共助」は単独でやるのではなく、お互いに連携することに意義がありますので、そのようなことを頭に入れて、計画のほうを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

事務局（久保係長）：続きまして、次第3「報告・説明事項」になります。事務局より説明をお願いします。

3 報告・説明事項

（1）第3次鴨川市基本構想（素案）及び鴨川市第5次5か年計画（素案）【資料1－1】【資料1－2】

事務局（渡邊課長補佐）：資料1－2の6ページをご覧ください。子育て支援の状況について、総合計画で「安心して産み、育てられる子育て支援の推進」と定められています。妊娠期から18歳まで切れ目のない支援体制を整備し、子どもの健やかな成長を地域全体で支えます。保育ニーズの多様化に対応したサービス提供、相談体制や経済的支援の充実、児童虐待防止対策を推進し、家庭の負担や不安を軽減していきます。地域の見守りや交流の場づくりを進め、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

重要業績評価指標（KPI）で評価をおこなっており、「こども園に行くことが楽しいようにみえたと回答した保護者の割合」の規準値が令和6年度で94.6%のところを、令和12年度までにさらに向上させるのが目標となります。「子育ては楽しいと感じる保護者の割合」も令和6年度で97.6%のところをさらに向上させる目標値としています。

主な取組みを表にしており、上から3点目の「家庭児童相談室運営事業」は、保護者の子育てへの不安、孤立感が和らぎ、喜びを感じながら子育てがおこなえるよう相談を継続し、虐待の予防・早期発見を図るために、子ども支援課が担当課となって取り組んでいきます。

7ページ目をご覧ください。「みんながいいきと暮らせる社会の形成」ということで、健康推進課の福祉総合相談センターや福祉課が中心となった事業となります。福祉総合相談センタ

一を中心とした様々な主体の連携のもと、重層的支援体制の整備を推進していきます。障害者施策や生活困窮者支援、福祉人材育成を強化するとともに、ボランティアや地域活動の参加促進を図ります。

重要業績評価指標（K P I）は5点あり、「見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計）」を23事業所から28事業所に、「生活保護からの自立世帯数（累計）」を83人から130人にすることを、令和12年度までの目標としています。3つ目と4つ目は、地域移行についてとなり、「地域で生活するようになった障害のある人の数（地域移行した障がいのある人の数）」を0人から3人に、「施設入所者の地域生活への移行率」を0%から6%にすることを、令和12年度までの目標としています。5つ目の「民生委員・児童委員の充足率」は令和6年度が100%でしたので、令和12年度も引き続き全地区で民生委員に委嘱して、100%維持していくことを目標としています。

主な取組みとして、「健康福祉推進計画策定事業（再掲）」、「シルバー人材センター事業」、「老人クラブ活動等事業」、「自立支援給付事業」、「再犯防止活動推進事業」、「児童虐待対策事業」があり、福祉課や子ども支援課が担当となります。「自立支援給付事業」は障がい者福祉のサービスの事業となり、「再犯防止活動推進事業」は今計画から新規に策定していくものになります。一番上の「健康福祉推進計画策定事業（再掲）」は「（再掲）」となっており、内容も健康増進についてとなっていますが、これは5ページの内容がそのまま載っているためです。現在、地域福祉の内容にするのか、健康増進と共通の内容にするかは調整中となります。

説明は以上となります。

事務局（久保係長）：ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見がありましたらお願いします。

鎌田委員：7ページの重要業績評価指標（K P I）の一番下の「日本語教室や多文化共生事業のボランティア登録者数」はどこが担当課となり、どこが窓口となるのですか。

事務局（渡邊課長補佐）：市民生活課の中に国際交流をおこなっている市民協働係という部署があります。

遠坂委員：同じく7ページの重要業績評価指標（K P I）の6項目が重点項目になると思うのですが、資料4とあまり重なっていない気がします。資料4の中の特に次期計画でおこないたいことが、7ページの重要業績評価指標（K P I）として抽出されているのではないですか。

事務局（渡邊課長補佐）：作りとしてはそうなのですが、このあとの議件で触れる資料4については、現行計画の策定の際にうまく連携が取れておらず、内容がイコールとはなっていません。今は担当課と連携を取っていますので、意見をいただければきちんと担当課と調整いたします。

鈴木委員：ほかの主な取組みは具体的な言葉で表現されていますが、「健康福祉推進計画策定事業（再掲）」だけは計画で終わってしまっていますので、具体的な表現に直せるでしょうか。

事務局（渡邊課長補佐）：計画を策定することがゴールという表現になってしまっているので、担当課

と調整したいと思います。

事務局（久保係長）：ほかにないようでしたら、次第４の議件に入らせていただきます。鴨川市付属機関設置条例第５条第１項に規定により、委員長が会議の議長となることになっていますので、議長職を榎本委員にお願いし、進めていきたいと思います。榎本委員長、お願いします。

榎本委員長：改めて、よろしくお願いします。なお議事録の確認については、栗原委員にお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。まず（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）について、事務局より説明をお願いします。

４ 議件

（１）第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）【資料２】

事務局（渡邊課長補佐）：まず資料２をご覧ください。７ページからの国と県の動向は先ほどの会議で説明をさせていただいたところになり、令和３年度から令和７年度の現行の第３期の計画期間中の事柄を載せています。

８ページに一覧表があり、再犯防止推進や地域共生社会については、国の動向を踏まえて取り込んでいきたいと考えています。

９ページの県の動向についても、再犯防止推進、地域福祉、こども・若者支援に関して、千葉県がそれぞれの計画を策定しているので、その計画と整合性を図りながら進めていきたいと考えています。

１０ページから１６ページまでは、先ほどの会議で触れた以外も健康のことが続きますので、割愛させていただきます。

１７ページをご覧ください。「４．児童・高齢者・障害者を取り巻く状況」の「（１）認定こども園在園児数の状況」になります。令和６年４月現在、市内には、認定こども園が７園（公立６園、私立１園）あります。令和２年度以降、園児数は減少傾向にあり、令和６年５月１日現在、６５２人の児童が在籍している状況にあります。

その下が「（２）要介護（要支援）認定者数の状況」となり、要介護度別に見ると、令和２年から令和６年にかけて、要支援１が大きく増加している状況がグラフから分かります。

１８ページをご覧ください。「（３）障害者手帳所持者数の状況」となります。障害者手帳所持者数は全体としては増減を繰り返しながら概ね横ばいとなっており、１,７５８名が令和６年の数字となります。精神障害者は２７人、知的障害者では８人の増加となっており、身体障害者が１,３０５人と最も多く、知的障害者が２５２名、精神障害者が２０１名となります。

その下の「（４）虐待の状況」ですが、虐待の取扱件数は年々増加しており、また、その内容も多種多様になってきており、他機関との連携が求められる事案が増加している状況にあります。令和６年度の数が１２３件となり、徐々に増えてきています。

１９ページをご覧ください。「５．判断能力に不安を抱える人を取り巻く状況」となりますが、自立した生活が地域で送れるように、福祉サービスの利用援助等をおこなう日常生活自立支援事業の利用者数を挙げています。令和６年３月末時点で７３人となります。成年後見制度利用者数は令和６年時点で後見が４８人、保佐が１５人、補助が２人となっています。

その下が「6. 生活困窮者を取り巻く状況」の「(1) 生活保護世帯・人員の状況」となります。生活保護世帯数が令和2年以降増加傾向にあり、数値を見ると少しずつ増加していることが分かります。

20 ページの中ほど「7. 地域での活動を取り巻く状況」の「(1) サロンの設置状況」と「(2) ボランティアの状況」ですが、社会福祉協議会から提供された数字をお示ししています。サロンの設置状況は、令和5年で42団体となっています。ボランティアは令和5年で28団体、グループ登録者数は減少しており、465人になっています。

21 ページから30 ページまでは、昨年度、実施をした市民アンケートの調査結果になります。こちらは8月26日の第1回の会議にてお示して、ご審議いただいたので、割愛させていただきます。

31 ページをご覧ください。「9. 関係機関・団体ヒアリング調査結果」になります。市内で活躍する10団体の代表の方に集まっていただき、お話を聞いています。福祉関連団体としては、鴨川市赤十字奉仕団、保護司会鴨川支部、鴨川市老人クラブ連合会、そして社会福祉協議会が所管とする地域福祉の団体としては、主基地区社会福祉協議会、鴨川第一地区社会福祉協議会、鴨川みんな食堂、すぎの木会となります。グループヒアリングという形でご意見をいただきました。内容について、先ほどの会議では33ページの「【人材・担い手】」の部分を切り取って説明しましたが、ここではほかに部分の説明をおこないます。

「【活動・参加】」については、参加者の固定化、若い代・働き盛り世代、男性の参加が少ないということが課題となり、またコロナ禍以降、参加者が減少し回復していない状況にあります。特にサロン活動は、区のたよりの回覧板等で地域全体への周知が望まれるというご意見をいただいています。

その下の「【健康づくり・食育】」については、もう1つの会議で審議が進んでいると思うので、割愛します。

32 ページをご覧ください。「【移動・交通手段】」になります。高齢者の免許返納後、活動参加が困難となり、地区を跨いで移動が難しく、イベント参加や教室参加が難しいというご意見をいただいています。

その下の「【組織・連携体制】」になります。地区社協や団体間の連携は一部で進むものの、全体では連携は限定的ではないかというご意見をいただいています。老人クラブとシルバー人材センターが相互交流し、それぞれの活動の活性化と人材確保につなげている状況にあるというご意見もいただいています。

33 ページの中ほど「【地域コミュニティ・活動拠点】」についてですが、地域での活動場所・拠り所が失われてしまうのではないかと、「近いから行く」拠点がなくなり参加機会が失われるのではないかと心配が挙がっています。また、若年層や転入者の地域活動への関与が少ないのではないかと、各地区に、キーマン（リーダーとなる人）が必要であるというご意見もいただいています。

その下の「【孤立・生活困難】」についてですが、貧困家庭や支援対象者が表に出づらく、把握が難しい状況にあり、どう見つけ、関係性をつくれるかが課題とのことです。また地域の相談機能（民生委員・相談センター等）はあるが周知不足ではないかというご意見もいただいています。

さらにその下の「【再犯防止】」については、今計画で新規に策定する取組みとなります。雇

用主が入札からの排除を恐れるなど、理解不足により更生支援が難しい状況や、保護司のなり手が少なく勧誘も難しい状況、行政退職者など経験者を勧誘する仕組みが不十分、就職難といった課題が挙がっており、公務従事者にランティアを推奨している自治体もあるので、公的施設の人に手を挙げてほしい、現職者に保護司活動の周知と参加を呼び掛けてほしいといったご意見もいただいています。

それぞれの意見を集約して、資料に整えて、改めてお示しさせていただきます。

35 ページをご覧ください。「10. 第3期計画の進捗状況」の「(2) 地域福祉分野」になります。こちらは資料4と併せてご説明させていただきます。

- ・ 第3期数値目標進捗状況【資料4】

事務局（渡邊課長補佐）：資料4をご覧ください。こちらは現行の第3期計画の中で掲げている数値目標を各担当課や社会福祉協議会さんからデータをいただき、分析したものととなります。

令和3年度から令和6年度までの4か年の平均と目標値を比較して、AからEの5段階で評価をおこなっています。全部で37項目あり、「目標値を達成しているもの」が14項目、「目標値は達成していないが、堅調に推移しているもの」が10項目、「数値の変化があまり見られないもの」が7項目、「現況値に対し進捗が思わしくないもの」が3項目となっています。

この「目標値を達成しているもの」のうち、特に進んでいるものは、健康福祉に関する市の広報紙やホームページの満足度、ホームページへのアクセス数、社会福祉協議会広報紙「かもがわ社協だより」年間発行部数などの情報発信に関する事業や、生活福祉資金の貸付相談件数や成年後見制度に関する相談件数、防災訓練参加人数となります。

一方で「現況値に対し進捗が思わしくないもの」については、サロン設置数、自治組織への加入率、市民後見人フォローアップ研修参加者数（安房圏域）となります。

また細かい状況については、お時間をいただいております。資料4をまとめたものが35ページの表となります。

次の36ページから38ページまでが、先ほどの会議でご説明した健康福祉を取り巻く課題をまとめたものとなり、福祉分野としては、37ページの「(4) 複合的課題を抱える人への対応」、38ページの「(5) 防災・防犯・交通安全への対応」、38ページの「(6) 社会参加と生きがいづくり」になります。

資料のほうは進みまして53ページをご覧ください。資料5、資料6で説明する前に、中ほどにある第1章の「第5節 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）」について説明します。こちらは地域福祉計画と両輪となす社会福祉協議会の計画になり、1つの節にとどまらず、大きな部とするか、もしくは章立てにして、次回の会議ではお示しをしたいと考えております。

第2章の「第6節 再犯を防止し、地域で支える体制づくり（再犯防止推進計画）」をまとめたものが資料5となり、重層的支援体制整備事業計画についてが資料6となります。先に資料6から説明をおこないます。

- ・ 包括的な支援体制の整備について【資料6】

事務局（渡邊課長補佐）：これは国が示しているもので、計画にするのか、事業に留めるかは、計画を進めていく中で形にしていくことになります。

少子高齢化や地域とのつながりの希薄化など、社会構造が大きく変化する中で、様々な背景

を持つ方々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあうことで、地域をともに創る「地域共生社会」の実現が求められている中で、「重層的支援体制整備事業」が国から示されました。この事業は「高齢」、「障がい」、「子ども」など分野・属性を問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」を一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することを目指すことと位置付けられています。

概要については、イメージ図を見ていただきたいと思います。既存の相談支援等の取組を活かしながら、多様化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業と定義されています。

コンセプトについては、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが、社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。その項目が2ページ目の中ほどの表になります。

鴨川市の状況としては、医療・福祉において社会資源に恵まれた環境にありますが、今後、人口減少や少子高齢化の進行、医療・福祉ニーズの増大が見込まれており、公的サービスのみでは対応が困難となることも予測されている状況です。既存の社会資源が効果的に連携し、本市の状況に即した重層的な支援体制の構築を図ることが求められていると考えています。

鴨川市は長らく総合相談という組織体制をつくって取り組んでいることから、現状の中での表し方を資料6で示しています。

- ・ 市町村再犯防止推進計画について【資料5】

事務局（久保係長）：それでは続きまして資料5について説明します。

まず「1 計画の位置づけ」として、近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。犯罪をした人の中には、貧困、虐待など家庭環境の問題だけでなく、必要な医療・福祉的支援を受けられない状況が要因となる事例も少なくありません。また、再犯防止には、医療や福祉だけでなく、住まいや就労面での支援など、自立できる生活基盤の確保に向けて、地域の様々な主体による理解と支援、見守りが重要となります。そこで、平成28年に公布された再犯の防止等の推進に関する法律の第8条において、「都道府県及び市町村は再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされているので、本市の再犯防止推進計画を策定し、地域福祉計画に包含することとします。

「2 再犯防止推進計画に盛り込むことが想定される主な内容」として、「(1) 計画策定の趣旨等」は、「①趣旨・目的」、「②計画の位置付け」、「③計画の期間」、「④計画に基づく再犯防止施策の対象者」となります。

2番目は「(2) 地域における再犯防止を取り巻く状況」となります。

3番目は「(3) 重点課題・成果指標」として、国の再犯防止推進計画、地域における再犯防止を取り巻く状況等を勘案して、重点課題を記載することが考えられます。課題の記載に当たっては、国の定める二次計画に記載されている7つの重点課題を参考に、地域の実情に応じた課題の検討が提案されています。

重点課題の具体例として、「①就労・住居の確保等」、「②保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「③学校等と連携した修学支援の実施等」、「④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な

指導の実施等」、「⑤民間協力者の活動の促進等」、「⑥地域による包摂の推進」、「⑦再犯防止に向けた基盤の整備等」があります。

そして、「(4) 取組内容」、「(5) 推進体制」を盛り込んで、計画の策定を進めていきたいと思っています。

事務局（渡邊課長補佐）：資料2と、補足で資料5と資料6を用いて、骨子案についての説明させていただきました。以上となります。

榎本委員長：ただ今の事務局の説明に対して、ご質問等ございましたらお願いします。

栗原委員：資料2の33ページの「【再犯防止】」のヒアリングの件で、私の説明不足があったようですので、補足させていただきます。保護司活動に興味がある方はどなたでも手を挙げていただきたいのですが、現実にはなかなか難しい状況であり、保護司が足りていない状況なので、即効性を求めて、福祉の知識があったり、地域とつながりのある公的施設の人に手を挙げてほしいということで意見を出させていただきました。本来でしたら、保護司に興味のある方は保護司になっていただきたいことを、市のほうで周知させていただきたいというのが、意見の趣旨となります。

遠坂委員：3点あります。まず、資料2の3ページに重層的支援体制整備事業が入っており、この名称だと事業としてやることになると思います。これは重層的支援体制整備事業を計画にするのかということにつながってくると思います。これはお金を引っ張ってきて事業をおこなうために入れており、それなら計画にすることも有効なのではないかという理解でいいでしょうか。

事務局（渡邊課長補佐）：その部分については、1つの計画として明記をしていないのが53ページになります。今の鴨川市の限られたマンパワーと財政的な状況を踏まえて、計画としてできるのであれば望ましいですが、そこまでは書けないのが現状です。鴨川市としては、永く総合相談の仕組みをつくっているのも、それに留めるかもしれませんし、そうでもないかもしれませんが、現状でははっきりと言えない状況にあります。

遠坂委員：2点目は14ページ、15ページとなります。世帯状況について、分析結果を出されていますが、これは現行の計画にはないもので、高齢者夫婦世帯数や高齢者単身世帯数が増加化傾向にあることを具体的に数字として出したことは、良いと思いました。社会福祉法の改正に向けて、社会保障審議会福祉部会のほうで、身寄りのない高齢者等の課題や支援方策についての議論が9月から始まりましたので、次回以降の議論の中で、具体的な方向に持っていけるといいと思いました。

3つ目は19ページの真ん中にある表に「成年後見制度利用者の推移」とあり、数字だけを見ると横ばいとなっていますが、資料4の「法人後見の受任者数」は激増しています。データによってかなり乖離があるので、現状の課題やニーズを抽出するのであれば、資料4のデータのほうが的確だと思います。

事務局（渡邊課長補佐）：今、いただいたご意見を参考に、次回の会議に生かしたいと思います。ありがとうございます。

榎本委員長：ほかにないようでしたら、第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）は承認という形でよろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）

榎本委員長：それでは一同承認をいただきましたので、第４期鴨川市健康福祉推進計画（骨子案）は承認されました。

それでは次の議件（２）健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について、事務局より説明をお願いします。

（２）健康福祉推進計画の目標像及び各計画の基本理念について【資料３】

事務局（渡邊課長補佐）：資料３と資料２の３９ページ、４０ページをご覧ください。目標像と基本理念は計画策定のプロセスの中で、ご意見をいただきながら変化してきました。目標像は第２期のときに変わり、第３期はそのままです。基本理念は第２期から健康福祉増進計画のほうに副題が付き、第３期からは「元気」というキーワードにそろえるために、地域福祉計画の「笑顔」を「元気」に変えました。次回以降の会議でキーワードや言い回しなどをいただけたら、事務局のほうで案を作るにあたっての参考にさせていただきたいと思っています。またご意見をいただくための簡単なシートも用意させていただきます。やはり計画本体の１番表に掲出する部分になるので、ぜひ委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。

榎本委員長：ただ今の事務局の説明に対してご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）

榎本委員長：それでは本日のご審議は以上となります。皆様から多くの貴重なご意見をいただきましたので、計画策定に反映をさせていただきたいと思います。

本日の審議が終了しましたので、議長としての職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局（久保係長）：榎本委員長におかれては、議事をスムーズに進行していただき、ありがとうございました。委員の皆様も長時間のご審議いただきありがとうございました。

それでは、次第５「その他」に移ります。

５ その他

事務局（久保係長）：次回の会議ですが、令和７年１２月１５日（月）午後１時３０分より合同会議を鴨川市ふれあいセンター、コミュニティホールにて実施します。その後、午後３時よりこちらの研修室で第３回地域福祉推進会議を実施します。

6 閉会

事務局（久保係長）：他に何かございませんか。特に、ご意見等ないようでしたなら、以上を持ちまして、鴨川市地域福祉推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。
本日はお疲れ様さまでした。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認しました。

令和7年11月18日

署名 栗原 弘道